

第8節

環境にやさしく、
自然と共生するために



8-1 豊かな自然や身近な緑を大切に守り、育て、人と自然が共に生きるまち

施策 26 地球環境の保全

目的	対象	市民，事業者
	意図	環境に負荷を与える活動を抑制する

施策の方向

地球環境保全に係る情報提供及び学習の充実を図るとともに、省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの利用拡大を推進し、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を目指します。

施策のポイント

環境学習等を通じた地球環境や生物多様性の保全に向けた意識の醸成
二酸化炭素排出量削減や再生可能エネルギーの導入促進など地球温暖化対策の推進

基本的取組の体系



現状と課題

地球温暖化は地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、温室効果ガス排出量を削減することは、人類共通の課題となっています。

地球温暖化などの影響で、猛暑日（最高気温が35 以上の日）が連日観測されており、都市の高温化が進んでいます。

平成27（2015）年11月に開催された気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための新たな国際的な枠組みとして、パリ協定が採択されました。本採択を踏まえ、国は平成27（2015）年12月に地球温暖化対策の取組方針を公表し、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減することを目標値として掲げました。

調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）を改定し、二酸化炭素の削減に取り組むとともに、進行する地球温暖化に伴う気候変動の適応への取組を進めていく必要があります。

より多くの市民が地球環境の保全に取り組むよう、幅広い世代を対象とした環境学習の実施や広報誌を活用した身近な環境情報の発信など、地球環境の保全意識の啓発を図っていく必要があります。

市域から排出される温室効果ガスの削減に向けて、都市基盤の整備と合わせた環境に優しいまちづくりの検討など、市民、事業者、市が一体となって環境負荷の低減に取り組むとともに、太陽光発電や太陽熱利用など、再生可能エネルギーの導入を促進していく必要があります。



- 平成20（2008）年6月に施行された生物多様性基本法において、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を定めることが、地方自治体の努力義務となっています。東京都では、平成24（2012）年5月に生物多様性地域戦略として「緑施策の新展開」を定めました。

基本的取組の内容

26-1 地球環境保全意識の啓発

環境情報の提供と地球環境保全意識の啓発

環境年次報告書や市報・ホームページ等により、環境情報を積極的に提供するとともに、環境フェアや多摩川自然情報館でのイベント等を通じて、地球環境や生物多様性の保全に向けた意識を啓発・醸成していきます。



環境フェアの様子



多摩川自然情報館

環境学習の充実

次代を担う子どもたちをはじめ、より多くの市民が地球環境の保全に取り組むよう、地球環境問題に対する関心の喚起と、共通の理解を深めるための環境学習の機会及び学習内容を充実します。また、「調布子どもエコクラブ」や「雑木林ボランティア講座」等を開催し、環境学習の充実を図ります。



環境学習の様子

まちづくり指標

指標名	基準値	目標値
環境学習事業及び多摩川自然情報館で学習した延べ人数	1万683人 (平成29(2017)年度)	1万1,000人 (令和4(2022)年度)

基本計画事業

86		区分	継続	担当課	環境政策課
事業名	環境情報の提供と環境学習事業の推進				
事業の概要	環境フェア等の環境啓発事業の開催，環境年次報告書や広報誌等による環境情報の提供及び各種環境学習事業の推進を行います。				
年度別計画	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	
	環境情報の提供 環境啓発事業の推進 環境学習の推進及び支援，各種学習事業等の再編成 環境学習施設の活用 環境保全に取り組む人材の育成 環境基本計画改定に向けた検討 (地球温暖化対策実行計画区域施策編含む)	継続 継続 環境学習の推進及び支援 継続 継続 環境基本計画改定(中間見直し) (地球温暖化対策実行計画区域施策編含む)	継続 継続 継続 継続 継続 湧水調査	継続 継続 継続 継続 継続	
事業費 (百万円)	21	25	17	15	

26-2 地球環境保全行動の推進

地球温暖化対策の推進

低炭素社会の実現に向け，調布市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づき，市民，事業者，市が一体となって，限りある資源・エネルギーの有効利用を図るため，省エネルギーの取組を進めるとともに，太陽光発電や太陽熱利用など，再生可能エネルギーの導入を促進します。

また，市も事業者として，省エネ法に基づくエネルギーの削減の推進，東京都環境確保条例に基づく温室効果ガスの総量削減義務の達成及び地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づく公共施設から排出される温室効果ガスの削減に取り組めます。

環境保全行動に率先して取り組む人材の育成

調布の環境を守る新たな担い手を確保するため，「ちょうふ環境市民会議」や市内で環境保全に取り組む団体と連携し，市民の環境への関心を高め，環境保全活動に率先して取り組む人材の育成に努めます。

市民・事業者との連携・協働による取組の推進

公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業を平成26(2014)年度から実施し，市内34の施設で約925kW(年間想定発電量約97万kW)の発電を行っています。今後も引き続き，市民主体の調布未来のエネルギー協議会と連携し，市民，事業者との協働による地域における再生可能エネルギーの利用促進等について検討します。

まちづくり指標

指標名	基準値	目標値
公共施設における温室効果ガス総排出量	1万5,667 t - CO ₂ (平成29(2017)年度)	1万4,389 t - CO ₂ (令和2(2020)年度)

「t-CO₂」は温室効果ガスをCO₂基準に換算した重量の単位

基本計画事業

87					
事業名	地球温暖化対策の推進	区分	継続	担当課	環境政策課
事業の概要	調布市地球温暖化対策実行計画区域施策編（令和2（2020）年度改定予定）及び事務事業編（令和2（2020）年度改定予定）に基づき、市民、事業者、市が一体となって、省エネルギーに取り組むとともに、再生可能エネルギーの導入を促進し、地域と一体となった地球温暖化対策を推進します。				
年度別計画	令和元（2019）年度	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	
	公共施設の取組実践 地域の取組促進 市民との協働による再生可能エネルギーの利用促進	継続 継続 継続 地球温暖化対策実行計画事務事業編の改定	継続 継続 継続 省エネ法に基づく管理標準の作成	継続 継続 継続 継続	継続 継続 継続 継続
事業費（百万円）	2	4	4	4	

参加と協働の視点

～市民等に期待される役割～

市民は、日常的にできる省エネ行動を進めるなど、環境負荷の少ないライフスタイルの実践に努めます。

事業者は、日々の事業活動の中で、温室効果ガスの削減等エネルギーの使用抑制による地球環境に配慮した取組を積極的に推進します。

多様な主体との連携事例

公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業

調布市は、公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業について、市民等との協働により検討を進めてきました。本事業は、事業者に市の公共施設の屋根等を貸し出し、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用した太陽光発電事業を実施することにより、再生可能エネルギーの普及・促進、停電時の電力確保、収益の一部を市や市域へ還元することを目的としています。

公募型プロポーザルにより選定した「調布まちなか発電株式会社」は平成26（2014）年度から34施設において発電を開始し、収益の一部を活用した啓発事業等を実施しています。

【所管課】環境政策課

【協働のパートナー】調布未来(あす)のエネルギー協議会，調布まちなか発電株式会社



< 太陽光発電 >